



成迫社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-33-2223
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
松本事務所 TEL 0263-38-7300
長野事務所 TEL 026-291-4160
飯田事務所 TEL 0265-25-0261



協会けんぽの被扶養者資格確認が、より厳しくなります！

協会けんぽでは毎年、被扶養者の資格確認を行っています。令和2年度の被扶養者確認は10月上旬から下旬にかけて実施される予定です。今年度は、厚生労働省より「厳格な方法で再確認するように」と協会けんぽに対し求めているため、**確認内容が昨年度よりも厳しくなっています。**

＜確認対象となる被扶養者＞

令和2年4月1日時点で**18歳以上の被扶養者**（ただし4/1以降に被扶養者になった人は対象外）

＜確認方法＞

対象者の記載されたりリストが送付され、確認結果を記入し協会けんぽへ郵送（**11/30期限**）

＜何が「より厳しく」なったのか＞

①被保険者と別居している被扶養者、②海外に住んでいる被扶養者についての確認方法が厳格になります。今までは口頭での確認のみで資格確認をしていましたが、**仕送りの事実や仕送り額など実際の書類の提出が必要となります。**該当スタッフへの説明や提出書類の確認等、事業主の確認作業の負担も増えることが予想されます。

①被保険者と別居している被扶養者

→送金通帳コピー、現金書留などで、実際の仕送りの動きの確認をします

②海外に住んでいる被扶養者

→ビザ、学生証、ボランティア派遣証明などで証明します



＜過去の扶養確認結果＞

資格確認調査により扶養から外れた人数および効果は、
平成30年度、7.1万人で約17億円
令和元年度、6.6万人で約15億円

協会けんぽの保険料率は加入者の人数等を勘案し都道府県ごとに決定されます。被扶養者資格のない方が扶養解除せずそのままになっていると、加入者の皆さんの保険料負担が増えることにも繋がります。そのため適正な扶養手続きが求められます。扶養の資格等についてご不明な点がございましたら弊社担当者までご相談頂ければと存じます。

今井 しのぶ

最低賃金が改定されます

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、厚生労働省は、「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」としましたが、**長野県では10月1日より現行の最低賃金の時間額848円を1円引き上げ、849円になる見込みです。**

これにより、以後の給与が最低賃金額を下回らないかの確認が必要となります。

時給以外の従業員は時給換算することになりますが、**その計算の際には精皆手当、通勤手当、家族手当は含めることができません。**

また、みなし残業代を支払っている場合には、**みなし残業代についても最低賃金額を下回っていないかの確認が必要です。**

いずれも、事業所ごとの所定労働時間等より計算することになりますので、ご不明な点等ございましたら担当者までご連絡ください。

小林 史果